

独立行政法人空港周辺整備機構 令和6年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

（1）再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

- イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設（1施設）について、賃借人との面談を踏まえ、引き続き退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。
- ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っていく。その実施にあたっては、騒音斉合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意して、適切な維持管理に努める。
- ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談等を行うことにより、経営状況や施設管理におけるリスクを把握し、賃借料の安定的な確保に努める。

（指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施）

（指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）

（2）住宅騒音防止対策事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

- イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を行う。
- ロ 自治体広報誌への事業案内の掲載、関係自治体等の窓口での事業パンフレット配布、ホームページの適切な更新・改善等により積極的な事業制度の周知等の広報を行う。また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国が行う地元対策等と協調し計画的な情報発信の具体的検討を行う。
- ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内）

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点を踏まえ、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 土地の測量や建物等調査、不動産鑑定評価、申請者との打合せや契約協議等のスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数短縮に取り組むとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理の効率化を図る。

ロ 国及び関係自治体との情報共有並びに自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、移転補償跡地のフェンスを利用した横断幕（事業案内）及びホームページ等による広報について引き続き実施する。

また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、機構が令和5年度に独自に実施した土地・家屋実態調査のデータを活用し、これまでの広報活動における対象範囲を精査したうえで広報（ポスティング等）実施に向けた具体的検討を進めることとし、実施後は、その効果等について検証を行う。

さらに、国が行う地元対策等と協調し計画的な情報発信の具体的検討を行うほか、相談受付業務の効率化に向けた取組の強化を行う。

ハ 移転補償対象物件の照会や移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」等）の見直し等を適時行う。

（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内）

(4) 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

イ 移転補償事業により取得した土地約0.1haについて造成・植栽を確実に実施する。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び造成・植栽までをスケジュール管理し確実にを行う。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のイントラネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

④ 契約の適正化・調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、「令和6年度調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、これまでの取組の効果検証を進めつつ、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう取り組む。

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適時適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況を公表する。

（2）業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデ

デジタル化及びシステムの最適化を推進する。

また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙のとおり。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
該当なし。

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
該当なし。

7. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

（1）内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制を機能させるための規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うPDCAサイクルについて継続的に実行していく。

① 内部統制の運用

内部統制委員会において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的なPDCAサイクルを実行していく。

② コンプライアンスの推進

内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。

③ 適切なリスク管理

内部統制委員会の分科会的位置づけであるリスク管理委員会において、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応を行うことにより、リスク管理の実効性向上を図る。

④ 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

⑤ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

⑥ 内部監査

内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

二 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

③ 地域住民のニーズの把握

機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 承継に向けて必要となる作業の計画的実施

運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表に基づき計画的に進めるとともに、必要に応じて作業工程の見直し及び全体計画策定の検討を行う。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータを体系的に管理し、令和5年度に策定した工程・進捗管理を含むデジタル化推進計画に基づき、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含むデジタル化の推進に取り組む。

③ 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、リスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

④ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者から派遣された研修員に対して、研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまで培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を後世に引き継げるよう、事業の成果（レポート）作成の準備を進めるべく、貴重な資料や情報の収集を進め企画・構成案の作成に取り組む。

(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の用途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

予算 (単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業		
収入	621	1,173	47	151	2	1,996
業務収入	621	—	—	—	—	621
補助金収入	—	—	—	148	—	148
受託金収入	—	1,173	47	—	—	1,221
負担金収入	—	—	—	2	—	2
長期借入金等収入	—	—	—	—	—	—
雑収入	0	—	—	—	2	2
繰越金受入	—	—	—	—	—	—
支出	499	1,030	30	80	356	1,996
固有事業	499	—	—	—	—	499
受託事業	—	1,030	30	—	—	1,060
その他事業	—	—	—	80	—	80
人件費	—	—	—	—	277	277
一般管理費	—	—	—	—	78	78

資金計画 (単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業		
資金支出	865	1,034	30	81	388	2,399
業務活動による支出	506	1,034	30	81	363	2,015
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	3	—	—	—	—	3
翌年度への繰越金	355	—	—	—	25	380
資金収入	987	1,176	48	152	34	2,399
業務活動による収入	621	1,173	47	151	2	1,996
業務収入	621	—	—	—	—	621
受託金収入	—	1,173	47	—	—	1,221
その他の収入	0	—	—	151	2	154
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—
前年度からの繰越金	365	3	0	1	31	403

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

収支計画 (単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業		
費用の部	530	43	30	80	355	1,040
経常費用	530	43	30	80	355	1,040
業務費用	527	43	30	80	—	681
一般管理費	—	—	—	—	355	355
人件費	—	—	—	—	277	277
物件費	—	—	—	—	77	77
財務費用	2	—	—	—	—	2
雑損	—	—	—	—	—	—
臨時損失	0	—	—	—	—	0
収益の部	628	185	47	151	0	1,013
経常収益	628	185	47	151	0	1,013
業務収入	621	—	—	—	—	621
受託収入	—	185	47	—	—	233
補助金等収益	7	—	—	151	—	158
財務収益	0	—	—	—	0	0
雑益	—	—	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—
※繰出金・繰入金	△ 121	△ 142	△ 17	△ 71	353	0
純利益	△ 24	0	0	0	△ 2	△ 26
前中期目標期間繰越積立金取崩額	24	0	0	0	2	26
総利益	—	—	—	—	—	—

※繰出金・繰入金は各事業の収益から法人共通への振替えである。

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

※独立行政法人会計基準の収益認識に関する改訂(令和3年9月21日)に伴い、移転補償事業に係る受託収入について、建物等の移転及び土地の買入れに関する事務は代理人取引であると判断し、総額から当該事務に係る費用(用地補償費及び建物等補償費の987百万円)を差し引いた純額で収益を認識する方法としている。